



熊本県公報

第13521号
令和8年(2026年)
3月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 3
- 高潮浸水想定区域の指定…………… (河川課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 予算の専決処分…………… (財政課) 4
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正…………… (都市計画課) 8
- 菊池都市計画下水道事業 菊池公共下水道の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 9
- 指定管理者の指定(熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設)…………… (観光文化政策課) 9
- 指定管理者の指定(熊本県伝統工芸館)…………… (") 10
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 10
- 道路の供用開始…………… (") 10
- 公 告
- 益城台地西土地区画整理事業に係る換地処分の完了届…………… (都市計画課) 10
- 益城台地中土地区画整理組合の定款の変更…………… (") 10
- 基本測量の実施…………… (監理課) 11
- 公共測量の終了…………… (") 11
- 熊本県次期庁内情報基盤システムの導入及び設定業務委託に係る落札者決定…………… (システム改革課) 11
- 熊本県が所管する施設で使用する電気 その4に係る一般競争入札の落札結果…………… (環境立県推進課) 12
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 12
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 13
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 13
- 登 載 依 頼
- 令和7年度(2025年度)第8回不登校児童生徒への支援に関する協力者会議の開催…………… (不登校児童生徒への支援に関する協力者会議) 14

告 示

熊本県告示第261号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社Dea r	訪問看護ステーション うきつと	宇城市松橋町曲 野2163番地 1 松久ビル1 -C	令和8年 (2026 年)4月1 日	訪問看護

熊本県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社Dea r	訪問看護ステーション うきつと	宇城市松橋町曲野2163番地1 松久ビル1-C	令和8年（2026年）4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第263号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

万ヶ瀬1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	地 番
1	御船町大字豊秋字西原	1471番
2	〃	1474番
3	〃	1508番
4	〃	1488番
5	〃	1485番1・ 1486番合併
6	〃	1483番

熊本県告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所 縁 八代市古閑浜町3472番地	合同会社まほろのね 八代市古閑下町1783番地8 片山 めぐみ	生活介護 就労継続支援B型	令和8年（2026年）4月1日

熊本県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
a l i v i o 合志市御代志1535-	合同会社a l i v i o 合志市須屋1624番地6	共同生活援助	令和8年（2026年）3

1	村尾 彩美		月19日
短期入所 a l i v i o 合志市御代志1535- 1	合同会社 a l i v i o 合志市須屋1624番地6 村尾 彩美	短期入所	令和8年(2 026年)3 月19日

熊本県告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
合志市社協「れんがの家」 合志市須屋2540番地	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋2251番地1 荒木 義行	令和8年(2026年)4月1日	4352900049	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第267号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス 菊池ひかりパドマ 菊池市亘109番地	社会福祉法人菊池ひかり保育園 菊池市亘109番地 立山 正道	令和8年(2026年)4月1日	4351200268	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第268号

有明海沿岸、八代海沿岸及び天草西沿岸に係る高潮浸水想定区域（想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域）、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第3項の規定により公表する。

その関係図面は、熊本県農林水産部農村振興局農地整備課及び水産局漁港漁場整備課、土木部河川港湾局河川課及び港湾課並びに県央広域本部、宇城地域振興局、上益城地域振興局、玉名地域振興局、県南広域本部、芦北地域振興局及び天草広域本部に据え置き、閲覧に供する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社きおう	デイサービスきおう	宇城市松橋町松橋1445-1	令和8年(2026年)4月1日	通所介護

熊本県告示第270号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和8年(2026年)3月23日付けで専決した令和7年度(2025年度)熊本県一般会計補正予算(第13号)の要領は、次のとおりである。

令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第13号)

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,297,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		196,054,420	2,573,500	198,627,920
	1 国庫補助金	132,624,358	2,573,500	135,197,858
2 繰入金		15,639,795 △	20,500	15,619,295
	1 基金繰入金	15,375,914 △	20,500	15,355,414
3 県 債		133,195,000	47,000	133,242,000
	1 県 債	133,195,000	47,000	133,242,000
歳 入 合 計		1,010,697,444	2,600,000	1,013,297,444

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		60,974,691		60,974,691
	1 防災費	3,418,723		3,418,723
2 商工費		65,909,198	2,600,000	68,509,198
	1 商業費	54,418,004	2,600,000	57,018,004
歳 出 合 計		1,010,697,444	2,600,000	1,013,297,444

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 商 工 費		千円 4,448,021	千円 7,048,021
	1 商 業 費	4,448,021	7,048,021
合 計		4,448,021	7,048,021

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
防 災 施 設 整 備 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円	(補 正 前 に 同 じ)			
	754,000				801,000				

熊本県告示第271号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のとおり改正し、令和8年（2026年）3月27日から施行する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

4項の表21の4の2の項及び21の12の2の項を削り、同表21の33の項の次に次のように加える。

21の3 4	県道八代港線	第三種禁止地域	国道3号との交点（八代市東片町地内）	八代外港港湾道路との交点（八代市群築5番町地内）	路端から100メートル以内（ただし、近隣商業地域の区間を除く。）	八代市
21の3 5	県道曲手原水線	第三種禁止地域	国道443号との交点（菊陽町辛川地内）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町津久礼地内）	路端から100メートル以内	菊陽町
21の3 6	県道辛川鹿本線	第三種禁止地域	熊本市と菊陽町との境界	国道57号との交点（菊陽町津久礼地内）	路端から100メートル以内	菊陽町
21の3 7	県道植木インター菊池線	第三種禁止地域	菊池市道野間口線との交点（菊池市野間口地内）	菊池市道大琳寺下西寺線との交点（菊池市西寺地内）	路端から100メートル以内	菊池市
21の3 8	県道御船甲佐線	第三種禁止地域	国道445号との交点（御船町滝川地内）	町道今城中辺田見線との交点（御船町滝川地内）	路端から100メートル以内	御船町
21の3 9	県道大津植木線	第三種禁止地域	国道325号との交点（大津町室地内）	県道大津西合志線との交点（合志市福原地内）	路端から100メートル以内	大津町 菊陽町 合志市
21の4 0	県道大津西合志線	第三種禁止地域	県道大津植木線との交点（合志市福原地内）	合志市福原字宮ノ上1763番1地先（合志市福原地内）	路端から100メートル以内	合志市 菊陽町
21の4 1	県道田迎木原線	第三種禁止地域	熊本市と嘉島町との境界（犬瀬大橋）	福原地内） 熊本市と嘉島町との境界（釈迦堂橋）	路端から100メートル以内	嘉島町

4項の表22の2の項を次のように改める。

22の2 削除						
------------	--	--	--	--	--	--

4項の表22の6の項を次のように改める。

22の6 削除						
------------	--	--	--	--	--	--

4項の表22の8の項を次のように改める。

22の8 削除						
------------	--	--	--	--	--	--

4項の表22の10の項を次のように改める。

22の10 削除						
-------------	--	--	--	--	--	--

4項の表22の14の項を次のように改める。

22の14 削除						
-------------	--	--	--	--	--	--

4項の表22の17の項及び22の18の項を削り、同表22の16の項の次に次のように加える。

22の17	市道繁根木玉名線	第三種禁止地域	県道寺田岱明線との交点（玉名市繁根木地内）	県道玉名八女線との交点（玉名市玉名地内）	路端から100メートル以内	玉名市
22の18	市道向迫間玉杵名線	第三種禁止地域	玉名橋（玉名市両迫地内）	玉杵名大橋（玉名市上小田地内）	路端から100メートル以内	玉名市
22の19	菊陽町道下原堀川線	第三種禁止地域	県道熊本菊陽線との交点（菊陽町津久礼地内）	県道新山原水線との交点（菊陽町原水地内）	路端から100メートル以内	菊陽町

22の20	都市計画道路合志インターチェンジアクセス線	第三種禁止地域	県道新山原水線との交点(菊陽町原水地内)	都市計画道路中津熊本線との交点(合志市上庄地内)	路端から100メートル以内	菊陽町合志市
22の21	合志市道福原水線	第三種禁止地域	合志市道竹迫第二テクノ線との交点(合志市福原地内)	県道大津植木線との交点(菊陽町原水地内)	路端から100メートル以内	合志市菊陽町
22の22	都市計画道路菊陽空港線	第三種禁止地域	県道大津植木線との交点(菊陽町原水地内)	国道57号との交点(菊陽町久保田地内)	路端から100メートル以内	菊陽町
22の23	菊陽町道南足方大人線	第三種禁止地域	国道57号との交点(菊陽町原水地内)	県道大津植木線との交点(菊陽町原水地内)	路端から100メートル以内	菊陽町
22の24	合志市道竹迫第二テクノ線	第三種禁止地域	県道大津植木線との交点(菊陽町原水地内)	都市計画道路合志インターチェンジアクセス線との交点(合志市竹迫地内)	路端から100メートル以内	菊陽町合志市

4項の表25の項を削る。

熊本県告示第272号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木村 敬

- 1 施行者の名称 菊池市
- 2 都市計画事業の種類 菊池都市計画下水道事業 菊池公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年(1979年)3月1日から令和13年(2031年)3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分

昭和54年熊本県告示第161号、昭和59年熊本県告示第865号、昭和60年熊本県告示第688号、昭和62年熊本県告示第157号、平成2年熊本県告示第623号、平成4年熊本県告示第463号、平成8年熊本県告示第86号、平成13年熊本県告示第337号、平成19年熊本県告示第197号、平成26年熊本県告示第219号、平成27年熊本県告示第687号及び令和3年熊本県告示第299号の事業地のうち、菊池市大字玉祥寺字北原、大字豊間字小畑、大字野間口字前畑、字手ノ上、字中谷、大字西寺字古閑後、字若宮原、字西原、大字今字寺免、大字赤星字福土、字石道、大字森北字大道下及び字尾迫の各一部を加え、大字隈府字宮跡、字孔子堂、字永瀬及び字西古町の各一部を削る。

熊本県告示第273号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例(令和4年熊本県条例第38号)第13条第1項の規定により熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地	みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎	令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

熊本県告示第274号

熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）第12条第1項の規定により熊本県伝統工芸館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県伝統工芸館	熊本市中央区千葉城町3番35号	一般財団法人熊本県伝統工芸館 理事長 福原彰宏	令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日まで

熊本県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字大野字村上 665番2地先から 同所 665番2地先まで	47.5	防交 (交安 全)

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）3月27日

熊本県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年（2026年）3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	324号	天草市有明町大字上津浦字向山 2番1地先から 同所 2番1地先まで	36.4	災害防除

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）3月27日

公 告

熊本県公告第164号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により益城台地西土地区画整理組合理事長西田誠一から益城台地西土地区画整理事業の換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第165号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地中土地区画整理組合の定款の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 組合の名称 益城台地中土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成23年（2011年）5月10日から
令和9年（2027年）8月31日まで
- 4 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字古閑字横道、字豊之内、字宅地の各一部、大字広崎字立古閑、字六本木の各一部及び大字福富字横道の一部
- 5 変更前の組合の理事の人数 8人
- 6 変更後の組合の理事の人数 6人
- 7 組合の設立認可の年月日 平成23年（2011年）4月27日
- 8 変更認可の年月日 令和8年（2026年）3月17日

熊本県公告第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（電子基準点測量）	令和8年（2026年）4月1日から 令和9年（2027年）3月31日まで	熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、天草市、玉名郡和水町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、天草郡苓北町

熊本県公告第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により嘉島町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（数値地形図修正）	令和7年（2025年）5月21日から 令和8年（2026年）2月27日まで	嘉島町全域

熊本県公告第168号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県次期庁内情報基盤システムの導入及び設定業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日

- 令和8年(2026年)2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
N T T西日本株式会社熊本支店
熊本県熊本市中央区九品寺一丁目2-11
- 5 落札金額
1,320,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額120,000,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)1月6日

熊本県公告第169号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その4 1,992,237キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課ゼロカーボン企画班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)3月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本エネルギー総合システム株式会社
香川県高松市林町1964番1号
- 5 落札金額
48,976,851円(うち消費税及び地方消費税の額4,452,441円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和8年(2026年)1月16日

熊本県公告第170号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。
令和8年(2026年)3月27日

熊本県知事 木村 敬

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県菊池第680号	有限会社坂本樹苗園 代表取締役 宮本 大輔 菊池市泗水町住吉724番地4	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称及び住所と同じ
熊本県八代第1622号	株式会社緒方林業 代表取締役 緒方 勢一 八代市泉町葉木6番地	種穂の採取、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称及び住所と同じ
熊本県鹿本第510号	井上 純一 山鹿市鹿北町芋生4424-3	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称及び住所と同じ
熊本県鹿本第511号	鹿本森林組合 代表理事組合長 永田 健 山鹿市城3599番地	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名又は名称及び住所と同じ
熊本県天草第2431号	神谷 陽光 天草市五和町御領8705	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育	生産事業者の氏名又は名称及び住所と同じ

成、幼苗以外の苗
木の育成

熊本県公告第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営芦水地区（宮浦換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

- 1 縦覧の期間 令和8年（2026年）3月30日から
令和8年（2026年）4月24日まで
- 2 縦覧の場所 芦北町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第172号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）3月27日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	中村 清一	八代市長田町3150番地
理事	入江 健二	八代市古閑浜町3075番地
理事	村岡 睦裕	八代市高小原町1301番地1
理事	黒田 仁志	八代市郡築二番町80番地2
理事	稲田 寿雄	八代市郡築十番町133番地
理事	岩崎 弘幸	八代市昭和明徴町833番地
理事	西田 健一	八代市興善寺町392番地
理事	作田 絹子	八代市千丁町太牟田1746番地
理事	廣瀬 明浩	八代市千丁町吉王丸129番地
理事	西田 俊一	八代市千丁町古閑出2044番地
理事	伊東 幸一郎	八代市鏡町上鏡469番地
理事	宮崎 裕児郎	八代市鏡町野崎1082番地
理事	白浜 武	八代市鏡町貝洲915番地
理事	吉永 安圭美	八代市鏡町宝出915番地3
理事	本島 和昭	八代市鏡町北新地862番地
理事	久保田 富人	八代市鏡町下村920番地1
監事	畑中 一喜	八代市宮地町1727番地1
監事	梶原 善博	八代市郡築七番町36番地2
監事	友田 一男	八代市昭和明徴町799番地
監事	榎田 繁	八代市千丁町古閑出538番地
監事	増田 勝己	八代市鏡町両出527番地3
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	下永 辰也	八代市長田町3785番地2

理事	入江 健二	八代市古閑浜町3075番地
理事	田淵 稔	八代市井揚町3085番地
理事	池田 憲昭	八代市郡築五番町11番地2
理事	満島 裕二	八代市郡築十番町41番地2
理事	高濱 泰	八代市昭和同仁町338番地202
理事	吉田 修	八代市岡町谷川1134番地
理事	作田 絹子	八代市千丁町太牟田1746番地
理事	福田 一昭	八代市千丁町新牟田2520番地1
理事	西本 朱美	八代市千丁町古閑出2602番地
理事	稲津 義博	八代市鏡町内田767番地
理事	深川 良次	八代市鏡町芝口820番地
理事	外浦 隆	八代市鏡町両出945番地2
理事	吉永 安圭美	八代市鏡町宝出915番地3
理事	本島 和昭	八代市鏡町北新地720番地5
理事	寺本 和男	八代市鏡町下村525番地
監事	山崎 俊明	八代市鏡町内田1224番地7
監事	林田 真一	八代市郡築七番町47番地2
監事	楠本 達也	八代市昭和日進町246番地
監事	岩田 誠	八代市千丁町古閑出1259番地2
監事	松田 信哉	八代市鏡町貝洲148番地

登載依頼

不登校児童生徒への支援に関する協力者会議公告第4号

令和7年度(2025年度)第8回不登校児童生徒への支援に関する協力者会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和8年(2026年)3月27日

不登校児童生徒への支援に関する協力者会議委員長

- 1 開催日時
令和8年(2026年)3月30日(月)
午後1時から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁防災センター201会議室
- 3 内容
(1) 「不登校児童生徒への支援の方向性に関するとりまとめ」についての報告及び提出
(2) 委員からのまとめ
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、協力者会議事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
「3 内容」については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準のAに該当する場合、一部非公開となることがある。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
不登校児童生徒への支援に関する協力者会議事務局
(熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課不登校児童生徒支援班)
(電話096-333-2720)